

社保審一介護給付費分科会	
第194回 (R2.11.26)	資料10

その他の事項

基準費用額

これまでの分科会における主なご意見（基準費用額）

※ 第176回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

< 基準費用額 >

- 事業継続を脅かす要因の1つが食事の基準費用額であり、食材料費や人件費の高騰など実態のコストが反映されていない。食の質を落とさないためには、現時点で見直しが必要。介護保険施設それぞれの平均値により設定するなど対応を検討すべき。

介護保険施設における食費・居住費の基準費用額について

論点①

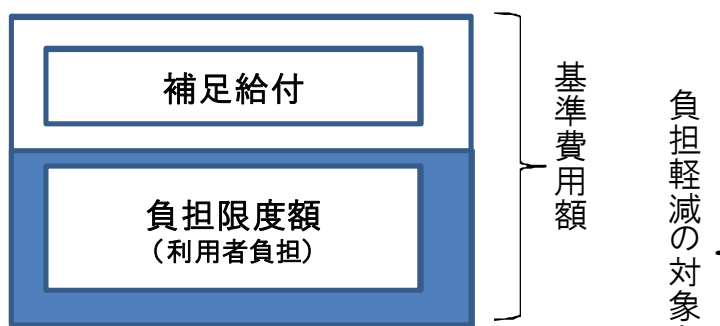
- 介護保険施設における食費・居住費の基準費用額について、どのように考えるか。

対応案

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響を踏まえつつ、必要な対応を検討してはどうか。
- また、居住費の基準費用額については、今般の調査において、減価償却費について、減価償却法を統一した場合の推計値を参考として記載することとしたが、平均的な費用額との差の状況を踏まえ、引き続き把握を進めることとしてはどうか。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費として給付



基準額
 ⇒食費・居住費の提供に必要な額
 補足給付
 ⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

負担軽減の対象となる者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額(※)+合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額))			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,392円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	
居住費	多床室	特養等	855円 (2.6万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
		老健・療養等	377円 (1.1万円)	0円 (0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)
	従来型 個室	特養等	1,171円 (3.6万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)
		老健・療養等	1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室的多床室	1,668円 (5.1万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	
ユニット型個室	2,006円 (6.1万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)		

令和元年度改定における食費・居住費の基準費用額の対応

○ 食費・居住費の基準費用額について、8%から10%への消費税率引上げによる影響分について上乗せを実施

		【見直し後】 基準費用額 (月額)	【見直し前】 基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (平成28年度収支)	平成26年度 介護事業経営実態調査 (平成26年3月収支)	平成20年度 介護事業経営実態調査 (平成20年3月収支)	平成17年度 介護事業経営実態調査 (平成17年3月収支)	平成16年 介護事業経営概況調査 (平成16年9月収支)	
食費		42,317	41,952	合計 43,644 調理員等 26,089 材料費等 17,555	合計 41,183 調理員等 23,807 材料費等 17,376	合計 40,361 調理員等 24,193 材料費等 16,167	合計 40,270 調理員等 23,952 材料費等 16,319	合計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891	
居住費	多床室	特養 (国庫補助金等相当額を 勘案)	25,992 (国庫補助金等相当額を 勘案)	25,536 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計 43,217 減価償却費 32,748				
		老健 療養	11,461	11,248 (~26年度 9,728)	光熱水費 10,469 (H28家計調査)	光熱水費 11,215 (H25家計調査)	光熱水費 10,101 (H19家計調査)	光熱水費 9,863 (H17家計調査)	光熱水費 9,490 (H15家計調査) (H16家計調査 9,484)
	従来型個室	特養 (国庫補助金等相当額を 勘案)	35,598 (国庫補助金等相当額を 勘案)	34,960 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計 54,427 減価償却費 36,524 光熱水費 17,903	合計 54,097 減価償却費 31,022 光熱水費 23,075	合計 53,913 減価償却費 34,955 光熱水費 18,958	合計 61,787 減価償却費 43,871 光熱水費 17,916	合計 53,931 減価償却費 37,688 光熱水費 16,243
		老健	50,707	49,856	合計 43,959 減価償却費 27,452 光熱水費 16,507	合計 47,660 減価償却費 26,206 光熱水費 21,454	合計 57,172 減価償却費 40,742 光熱水費 16,430	合計 57,343 減価償却費 43,247 光熱水費 14,096	合計 60,509 減価償却費 44,428 光熱水費 16,081
		療養	50,707	49,856	合計 38,620 減価償却費 27,711 光熱水費 10,909	合計 35,127 減価償却費 23,767 光熱水費 11,360	合計 60,449 減価償却費 47,655 光熱水費 12,793	合計 64,938 減価償却費 52,251 光熱水費 12,688	合計 63,936 減価償却費 50,827 光熱水費 13,109
	ユニット型個室的多床室	50,707	49,856						
	ユニット型個室	60,982	59,888	合計 63,848 減価償却費 45,693 光熱水費 18,155	合計 64,642 減価償却費 39,988 光熱水費 24,654	合計 67,036 減価償却費 49,546 光熱水費 17,490	合計 62,477 減価償却費 43,839 光熱水費 18,638	合計 67,794 減価償却費 49,071 光熱水費 18,723	

注1 基準費用額の月額額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注5 27年度に多床室の基準費用額の見直しを行った。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除いた値である。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

平成30年度及び令和元年度の介護報酬改定に関する審議報告（関係部分抜粋）

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（平成29年12月18日）（抜粋）

IV 今後の課題

- ・ 基準費用額については、今回は見直しを行わなかったが、介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、消費税率の引上げへの対応も含め、どのような対応を図ることが適当なのかを検討するべきである。（略）

2019年度介護報酬改定に関する審議報告（平成30年12月26日）（抜粋）

（4）基準費用額、負担限度額

- 2017年度介護事業経営実態調査による平均的な費用額と基準費用額を設定した際の平均的な費用額に一定の変動幅がみられるとともに、一部費用については、消費税率引上げにより負担が増加することが見込まれる。このため、利用者負担への影響を加味しつつ、8%から10%への消費税率引上げによる影響分を現行の基準費用額に上乗せを行うことが適当である。
- また、基準費用額については、今後介護事業経営実態調査で実態を把握した上で、どのような対応を図るべきか引き続き検討することが適当である。
- 他方、食費・居住費に係る負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めており、これは消費税率の引上げにより直接的に変動するものではないことから、見直しは行わないことが適当である。
- なお、基準費用額について実態把握の方法に関する意見や、消費税の影響分のみならず実態を踏まえた対応を行うべきとの意見もあった。

介護保険施設における食費・居住費の平均的な費用額の推移

		基準費用額 (月額)	令和2年度 介護事業経営実態調査		平成29年度 介護事業経営実態調査	平成26年度 介護事業経営実態調査	平成20年度 介護事業経営実態調査	平成17年度 介護事業経営実態調査	平成16年 介護事業経営概況調査	
			(令和元年度収支)	(償却方法 統一後)	(平成28年度収支)	(平成26年3月収支)	(平成20年3月収支)	(平成17年3月収支)	(平成16年9月収支)	
食費		42,317	合計 43,914 調理員等 26,354 材料費等 17,560	/	合計 43,644 調理員等 26,089 材料費等 17,555	合計 41,183 調理員等 23,807 材料費等 17,376	合計 40,361 調理員等 24,193 材料費等 16,167	合計 40,270 調理員等 23,952 材料費等 16,319	合計 42,229 調理員等 25,339 材料費等 16,891	
居住費	多床室	特養 (国庫補助金等相当額を 勘案) 25,992	合計 43,638	43,877	合計 43,217	光熱水費 11,215 (H25家計調査)	光熱水費 10,101 (H19家計調査)	光熱水費 9,863 (H17家計調査)	光熱水費 9,490 (H15家計調査)	
			減価償却費 32,768	33,007	減価償却費 32,748					
	老健 療養	11,461	光熱水費 10,870	10,870	光熱水費 10,469	光熱水費 10,101 (H19家計調査)	光熱水費 9,863 (H17家計調査)	光熱水費 9,490 (H15家計調査)	9,484 (H16家計調査)	
			(R1家計調査)		(H28家計調査)					
	従来型個室	特養 (国庫補助金等相当額を 勘案) 35,598	合計 55,882	56,149	合計 54,427	合計 54,097	合計 53,913	合計 61,787	合計 53,931	
			減価償却費 36,743	37,011	減価償却費 36,524	減価償却費 31,022	減価償却費 34,955	減価償却費 43,871	減価償却費 37,688	
			光熱水費 19,138	19,138	光熱水費 17,903	光熱水費 23,075	光熱水費 18,958	光熱水費 17,916	光熱水費 16,243	
		老健	50,707	合計 44,557	45,818	合計 43,959	合計 47,660	合計 57,172	合計 57,343	合計 60,509
				減価償却費 26,958	28,218	減価償却費 27,452	減価償却費 26,206	減価償却費 40,742	減価償却費 43,247	減価償却費 44,428
	療養	50,707	光熱水費 17,600	17,600	光熱水費 16,507	光熱水費 21,454	光熱水費 16,430	光熱水費 14,096	光熱水費 16,081	
医療院	50,707	合計 40,918	41,343	/	/	/	/	/		
		減価償却費 29,796	30,221	/	/	/	/	/		
ユニット型個室の多床室	50,707	光熱水費 11,122	11,122	/	/	/	/	/		
ユニット型個室	60,982	合計 65,582	65,603	合計 63,848	合計 64,642	合計 67,036	合計 62,477	合計 67,794		
		減価償却費 46,930	46,952	減価償却費 45,693	減価償却費 39,988	減価償却費 49,546	減価償却費 43,839	減価償却費 49,071		
		光熱水費 18,651	18,651	光熱水費 18,155	光熱水費 24,654	光熱水費 17,490	光熱水費 18,638	光熱水費 18,723		

注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。

注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。

注5 27年度に多床室の基準費用額の見直しを実施。

注7 「償却方法統一後」の数値は建物の償却に旧定率法を採用している施設について、新定額法に置き換えた場合の数値である。

注2 調理委託している場合の費用は、調理員等に含めている。

注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。

注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

地域区分

論点① 級地の設定

論点①

- 地域区分については、「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」（令和元年12月17日社会保障審議会介護給付費分科会）において、特例と経過措置の適用について、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政中立の原則の下、令和3年度介護報酬改定において実施することが適当であるとされた。
- 上記を受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を令和3年度からの地域区分の級地に反映してはどうか。

対応案

- 令和3年度からの地域区分については、自治体の意向を踏まえ、次頁の「令和3年度から令和5年度までの間の地域区分の適用地域（案）」の通りとしてはどうか。

上乗せ割合	1級地 20%	2級地 16%	3級地 15%	4級地 12%	5級地 10%	6級地 6%	7級地 3%	その他 0%					
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国分寺市 国立市 清瀬市(4) ※ 東久留米市(5) 福城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国分寺市 国立市 清瀬市(4) ※ 東久留米市(5) 福城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市(5) 和光市(5) 千葉県 船橋市 成田市 野田市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 海老名市(5) 愛知県 刈谷市(5) 豊田市(5) 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 印西市 ※ 栄町(6) 東京都 福生市(6) あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 上尾市 小田原市 茅ヶ崎市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 みよし市(6) 滋賀県 大津市 草津市 栗東市(6) 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 多賀城市(他) 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町	東京都 武蔵村山市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 津島市 碧南市 安城市 西尾市 稲沢市 知立市 豊明市 日進市 愛西市 清須市(7) 北名古屋 弥富市 あま市 長久手市 東郷町 大治町 蟹江町 豊山町(7) 飛鳥村(7) 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 ※ 富里市(他) 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 ※ 山北町(他) 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 岐阜県 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 ※ 高島市(他) 東近江市 ※ 日野町(他) 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 三重県 名張市 いなべ市 伊賀市 木曾岬町 東員町 菟野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 ※ 高島市(他) 東近江市 ※ 日野町(他) 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山市 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島市 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎市	その他の地域
地域数	23	6	27 (24)	25 (22)	51 (52)	140 (137)	166 (169)	1303 (1308)					

※ この表に掲げる名称は、令和2年11月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の日における区域によって示された地域
 ※ 赤字は、級地の変更がある市町村。(※なし:経過措置適用、※:完全囲まれルール適用、※※:4級地差ルール適用)
 ※ 括弧内は、現行(平成30年度から令和2年度までの間)の級地

居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告(地域区分関係・抜粋)

(令和元年12月17日社会保障審議会介護給付費分科会)

2. その他

- 平成30年度介護報酬改定の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。
- 本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。
- 具体的には、隣接地域全ての地域区分が、当該地域より高い又は低い地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域の地域区分の中で一番低い区分までの範囲内で選択できることとするのが適当である。
- あわせて、
 - ・ 隣接地域の中に地域区分が高い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域手当の設定がない地域(0%)又は
 - ・ 隣接地域の中に地域区分が低い地域が複数あり、その地域と当該地域の級地の差が4級地以上ある地域について、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内において区分を選択できることとするのが適当である。
- また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置(※)については令和2年度末までがその期限となっているが、令和5年度末までの延長を認めることが適当である。
※ 当該地域における平成27～29年度の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内で設定を可能とするもの。
- これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政中立の原則の下、令和3年度介護報酬改定において実施することが適当である。
- また、サービス毎の人件費割合が上昇傾向にあることを踏まえつつ、サービス別の人件費割合の在り方については、財政中立を原則とした制度であることを踏まえ、来年度以降更に検討することが適当である。
- なお、当分科会では、地域区分について、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲でのより広域的な範囲での設定について意見があった一方で、大幅な見直しは控えるべきとの意見があったことも踏まえ、今後施行状況も踏まえつつ、地域区分の在り方について引き続き検討することが適当である。

地域区分の設定方法について（令和3年度改定）

- 令和3年度改定における地域区分の対応については、「居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告」（令和元年12月17日）において、以下のような内容がとりまとめられ、現在、自治体に対し、令和3年度からの地域区分の適用について意向調査を実施中。
- なお、調査を行う中で、東京都の東久留米市及び檜原村、滋賀県高島市より、同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断するよう要請があったところであるが、県境を越え判断することで「サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案する」という地域区分の制度趣旨に合致しない場合もあることから、本取扱いについても可能であることとする。

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠

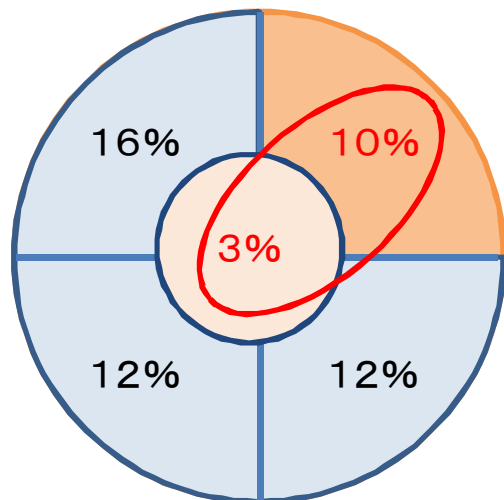
【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合 ※低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合
※引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

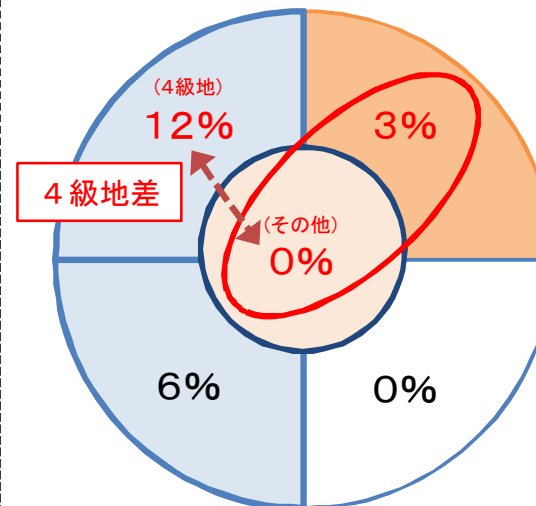
【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で
選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、一番低い区分までの範囲で
選択可能

→ 3%を選択可

論点② 各サービスの人件費割合

論点②

- 各サービスの人件費割合（地域差を勘案する費用の範囲）の在り方について、どのように考えるか。

【参考 過去の人件費割合の見直し】

- ・平成24年度介護報酬改定
訪問看護 55%→70%
- ・平成27年度介護報酬改定
短期入所生活介護 45%→55%

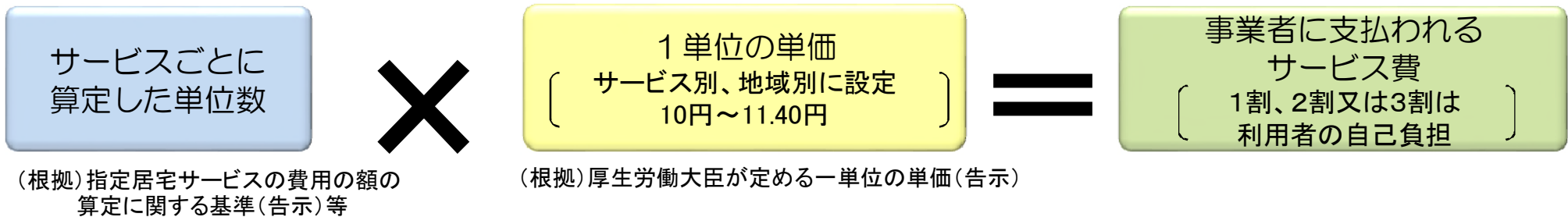
対応案

- 人件費割合については、財政中立を原則とするものであることも踏まえつつ、引き続き継続的に把握を進めることとしてはどうか。
- あわせて、地域差を勘案する人件費の範囲に、
 - ・派遣により人員配置基準に基づく職員を確保している場合の費用（派遣委託費）を含めること
 - ・処遇改善加算及び特定処遇改善加算による影響を除くこと
 - ・財政中立を原則とするものであることを踏まえた、安定的な人件費の把握や区分移動のルールの設定についても、引き続き検討を進めることとしてはどうか。

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、各サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第48条第2項等)
- 地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分方法を調整するものとして、他のサービスに影響を与えないように、サービス毎に財政中立で実施。
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。

■ 介護報酬の基本的な算定方法



■ 1単位の単価 (サービス別、地域別に設定)

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
自治体数		23か所	6か所	24か所	22か所	52か所	137か所	169か所	1,308か所
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
 ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
 ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設
 介護医療院／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

特別集計による人件費割合

- 介護事業経営実態調査を特別集計した人件費割合に基づき、人件費割合の区分（70%、55%、45%）を設定。
- 人件費割合が、上位区分の水準を超える場合には上位区分に変更し、下位区分の水準を下回る場合には下位区分に変更している。

	現行の人件費割合区分	特別集計による人件費割合 (令和2年度介護事業経営実態調査)
訪問介護	70%	65.8%
訪問入浴介護	70%	56.8%
訪問看護	70%	66.6%
居宅介護支援	70%	80.2%
夜間対応型訪問介護	70%	72.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	70%	69.9%
訪問リハビリテーション	55%	65.1%
通所リハビリテーション	55%	52.7%
短期入所生活介護	55%	54.2%
認知症対応型通所介護	55%	55.5%
小規模多機能型居宅介護	55%	58.6%
看護小規模多機能型居宅介護	55%	61.8%
通所介護	45%	52.0%
地域密着型通所介護	45%	50.7%
特定施設入居者生活介護	45%	37.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	45%	49.2%
認知症対応型共同生活介護	45%	56.7%
地域密着型介護老人福祉施設	45%	54.9%
介護老人福祉施設	45%	52.1%
介護老人保健施設	45%	50.0%
介護療養型医療施設	45%	41.9%

※地域差を勘案する職員の範囲は、平成21年度介護報酬改定の際、「人員配置基準上で1名以上又は常勤換算での配置を規定している職員（医師を除く。）について、地域差を勘案する」と整理され、上記の特別集計による人件費割合とは、当該職員に係る人件費割合を抽出したものの。

介護事業経営実態調査の有効回答率の向上

論点① 介護事業経営実態調査の有効回答率の向上

論点①

- 介護報酬は、各介護サービスの平均的な費用を勘案し設定することとされており、各介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため、介護事業経営実態調査を実施。
- その有効回答率は、令和元年度介護事業経営概況調査では48.2%となっており、
 - ・ コールセンターの設置
 - ・ 回答期間の拡大（平成29年度調査：5月末〆切→令和2年度調査：6月末〆切）
 - ・ 調査票の記入方法を解説する動画の掲載（令和2年度調査）などの有効回答率の向上に向けた取組を実施したが、令和2年度調査の有効回答率は45.2%と、医療経済実態調査（令和元年度54.0%）や障害福祉サービス等経営実態調査（令和2年度54.4%）と比べても低くなっている。
- 介護事業経営実態調査については、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、「しっかりとしたデータに基づく検討を行うことが必要であり、更なる精緻化を進める」とされ、上記のような改善を図ってきているが、経営状況をより正確に把握するためには、有効回答率の向上を一層図っていく必要がある。
- また、介護人材の処遇の状況等を把握する観点から、介護従事者処遇状況等調査を行っているが、令和2年度調査では、有効回答率が64.9%となっており、平成30年度調査（74.1%）から低下している状況がある。
- これらの調査について、統計法に基づく一般統計調査として実施され、介護報酬改定の基礎資料とするものであることを踏まえ、有効回答率の向上を図り、統計の調査精度を高めていく観点から、どのような方策が考えられるか。

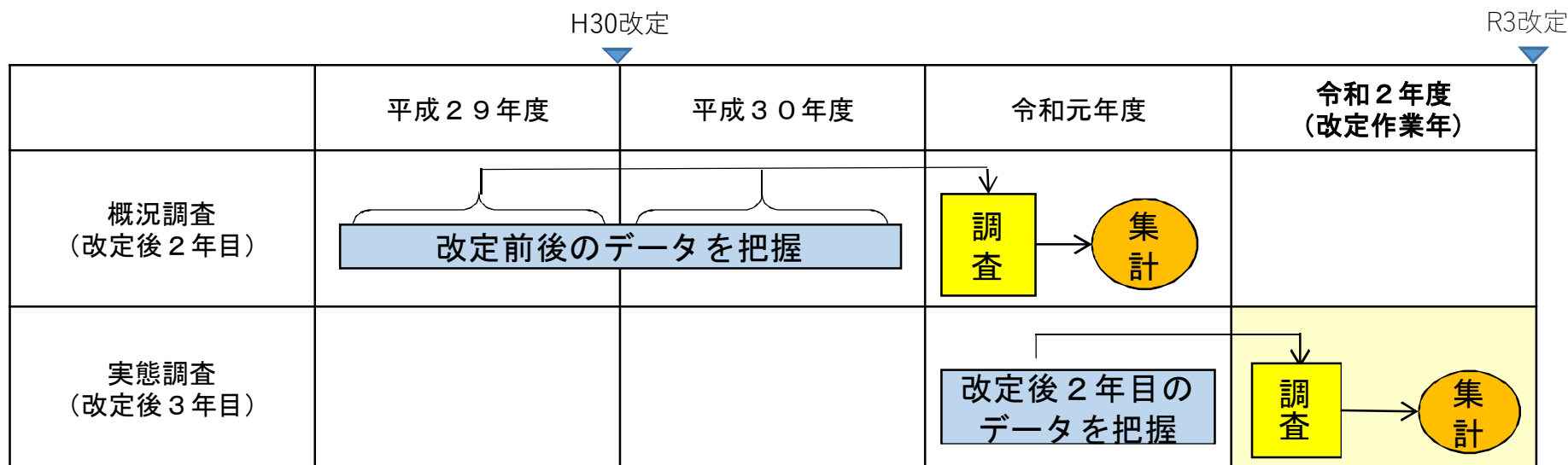
対応案

- 各介護サービス施設・事業者に対し、これらの調査に協力することを求めるための方策について、検討を進めてはどうか。

介護事業経営実態調査の概要

- 介護保険サービス事業所等の経営状況を把握し、介護報酬改定の基礎資料とするため、令和元年度の収支状況等を把握する介護事業経営実態調査を実施。

介護事業経営実態調査の調査対象期間等（イメージ）



	介護事業経営概況調査	介護事業経営実態調査
調査の目的	介護報酬は各サービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各サービス施設・事業所の経営状態を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。	
調査の対象	全ての介護保険サービス（介護保険施設、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所）	
調査の周期	3年周期	
調査時期	改定後2年目の5月（前回調査：令和元年5月）	改定後3年目の5月（今回調査：令和2年5月）
公表時期	調査年の12月	調査年の10月
有効回答率	48.2%（令和元年度調査）	45.2%（令和2年度調査）
目標精度	サービス別の収入と支出の標準誤差率を5%以内に設定	

介護従事者処遇状況等調査について

<調査概要>

○ 調査の目的

介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得る。

○ 調査時期

令和2年4月（参考：平成30年度調査の調査時期は平成30年10月）

○ 調査対象等

- ・ 調査客体数 11,323施設・事業所
- ・ 有効回答数 7,346施設・事業所（有効回答率：64.9%）
- ・ 調査項目 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取得状況、調査対象施設・事業所に在籍する介護従事者等の給与（平成31年2月と令和2年2月における給与）等

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告(抄)

(社会保障審議会介護給付費分科会平成29年12月18日)

IV 今後の課題

○ 平成30年度介護報酬改定の基本的考え方や各サービスの報酬・基準の見直しの方向については以上のとおりであり、今回の報酬改定に基づき、団塊の世代が皆75歳以上となっている2025年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、着実に対応していくことが求められる。

○ その上で、今回の介護報酬改定の影響を把握するとともに、次期介護報酬改定に向けて、見直すべき事項がないか、検討を進めるべきである。

特に、次期介護報酬改定までに検討を進めるべきと考えられる事項について、以下のとおりまとめたので、厚生労働省において着実に対応することを求めたい。

なお、検討に当たっては、介護保険法の目的である要介護者等の尊厳の保持や、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするという視点に基づいて検討が進められるべきである。

また、しっかりとしたデータに基づく検討を行うことが必要であり、介護報酬改定の効果検証及び調査研究、介護事業経営実態調査の更なる精緻化を進めるとともに、各種の調査・研究等を通じて、実態をしっかりと把握することが必要である。